

2014年1月30日

各位

会社名 株式会社ソフトフロント  
代表者名 代表取締役社長 阪口 克彦  
(JASDAQ・コード 2321)  
問合せ先 執行役員管理部部長 高野 誠一  
(TEL 03-3568-7007)

## 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2014年1月30日開催の取締役会において、以下のとおり、株式分割の実施、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

全国証券取引所が公表した2007年11月27日付「売買単位の集約に向けた行動計画」及び2012年1月19日付「売買単位の100株と1000株への移行期限の決定について」を踏まえ、当社株式の売買単位を100株とするため、株式の分割を実施するとともに、100株を1単元とする単元株制度を採用いたします。また、定款の一部変更は上記株式分割及び単元株制度の採用に伴うものであります。

なお、この株式分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の金額の実質的な変更はありません。

### 2. 株式分割の概要

#### (1) 分割の方法

2014年3月31日(月曜日)最終の株主名簿に記載又は記録された株主の有する株式数を1株につき100株の割合をもって分割いたします。

#### (2) 分割により増加する株式数

普通株式とし、2014年3月31日(月曜日)最終の発行済株式総数に99を乗じた株式数とします。なお、2014年1月29日(水曜日)現在の発行済株式総数を基準に計算すると次のとおりとなります。

- |                   |                |
|-------------------|----------------|
| ① 株式分割前の発行済株式総数   | : 115,469 株    |
| ② 今回の分割により増加する株式数 | : 11,431,431 株 |
| ③ 株式分割後の発行済株式総数   | : 11,546,900 株 |
| ④ 株式分割後の発行可能株式総数  | : 32,440,000 株 |

※上記①～③の株式数は、今後、新株予約権の行使により、株式分割の基準日までの間に増加する可能性があります。

(3) 日程

- ①基準日公告日 2014年3月14日(金曜日)
- ②基準日 2014年3月31日(月曜日)
- ③効力発生日 2014年4月1日(火曜日)

(4) その他

①資本金の額の変更

今回の株式分割に際しまして、資本金の額の変更はありません。

②新株予約権の調整

今回の株式分割に伴い、当社発行の第7回新株予約権の新株予約権1個当たりの対象株式数及び1株当たりの行使価額を2014年4月1日(火曜日)以降、以下のとおり調整いたします。

	調整前		調整後	
	新株予約権 1個当たりの 対象株式数	1株当たりの 行使価額	新株予約権 1個当たりの 対象株式数	1株当たりの 行使価額
第7回新株予約権	20株	13,210円	2,001株	132円

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 2014年4月1日(火曜日)

※2014年3月27日(木曜日)をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位も1株から100株に変更されることとなります。

4. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記「2. 株式分割の概要」及び「3. 単元株制度の採用」に記載の株式分割及び単元株制度の採用に伴い、会社法第184条第2項及び第191条の規定に基づく取締役会決議により、2014年4月1日(火曜日)をもって、以下のとおり当社定款の一部を変更いたします。

- ①株式分割の割合に応じて、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第6条を変更いたします。
- ②株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第7条を新設いたします。
- ③株式分割及び単元株制度採用のための条文変更の効力発生日を平成26年4月1日と定めるため、附則を新設いたします。
- ④その他、条文の新設に伴い必要となる条数の繰り下げを行います。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>324,400株</u> とする。  (新設)  第7条～第43条 (条文省略)  (新設)	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>32,440,000株</u> とする。  (単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。  第8条～第44条 (現行どおり)  附則  <u>第1条 第6条の変更ならびに第7条の新設およびこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、平成26年4月1日とする。</u>  <u>第2条 本附則第1条および第2条は、前条の効力発生後、これを削除する。</u>

(3) 日程

効力発生日 2014年4月1日(火曜日)

以上